南海トラフ地震防災規程

改廃履歴

文 R e v	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2004. 06. 01
2.0	役割および自衛消防隊組織図	2009. 04. 01
2. 1	規程作成細則実施に伴う書式変更	2010. 04. 01
3. 0	別表1:人事異動による地震防災隊組織図の担当者見直し	2010. 07. 22
4. 0	役員執行体制変更に伴う別表2の改正	2011. 07. 08
5. 0	組織改編に伴う別表1の改正	2012. 04. 01
6. 0	別表1:地震防災隊組織図の担当者見直し 別表2:社内施設の見直し	2012. 06. 01
7.0	別表3:指定避難所までの避難経路図	2012. 06. 01
8. 0	別表 1 : 地震防災隊組織図の担当者見直し	2013. 04. 01
8. 1	別表 1 : 自衛消防組織図の担当者変更	2013. 09. 01
8. 2	別表 1 : 自衛消防組織図の担当者変更	2013. 10. 01
8.3	別表2:サーバ室廃止等に伴う見直し	2014. 04. 01
8. 3	別表 1 : 自衛消防組織図の担当者変更	2014. 04. 01
8. 4	誤字修正	2014. 09. 10
8. 5	別表 1 : 自衛消防組織図の担当者変更	2015. 04. 01
8.6	別表2:室名の見直し	2015. 05. 15
8. 7	別表1:自衛消防組織図の担当者変更 別表2:室名変更	2016. 04. 01

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
8.8	別表1:自衛消防組織図の担当者変更	2016. 06. 01
9. 0	別表 1 の構成員変更時および別表 3 の避難経路図変更時の改訂手続きを不要とする 別表 1:自衛消防組織図の構成員変更 別表 3:指定避難所までの避難経路図の見直し	2016. 09. 01
9. 1	別表 1 : 自衛消防組織図の担当者名変更 別表 3 : 指定避難所までの避難経路図変更	2017. 02. 24
9. 2	別表1:自衛消防組織図の構成員変更 別表2:室名変更	2017. 04. 01
9. 3	別表1:自衛消防組織図の3階現場担当の変更	2017. 07. 01
9. 4	別表2:室名変更	2017. 08. 15
9.5	別表2:2階「帳表仕分室」を「事務室」に変更	2017. 10. 01
9.6	別表2:2階エレベータ前の室名を「作業室」に変更	2017. 11. 01
9.7	別表3:指定避難所までの避難経路図の見直し	2018. 02. 22
9.8	別表2:2階「県域口振室」をマシン室内に移動、2階に「倉庫」を新設	2018. 03. 15
9.9	人事異動に伴う別表 1 (自衛消防組織図)の構成員変更	2018. 04. 01
10.0	別表 1 (自衛消防組織図)の構成員変更	2018. 06. 01
10. 1	「東南海・南海地震」から「南海トラフ地震」へ名称を変更する (「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」に基づく)	2018. 08. 15
10. 2	人事異動に伴う別表 1 (自衛消防組織図) の構成員変更	2019. 04. 01
10. 3	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災に関する項目の 追記	2020. 09. 15

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
10. 4	電源設備移設に伴う別表 2 「建物の消防用設備配備状況図および避難経路図」の見直し	2021. 01. 01
10. 5	自衛消防組織の各役割の見直し 第2条~第5条	2024. 08. 01

目 次

第	1 第		》則 1 目的
第	2	章(体	z制 1
	第	2条	組織
第	3	章 南	両海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務
	第	3条	隊長の権限および任務
	第	4条	隊長補佐の任務
	第	5条	副隊長の任務
	第	6条	班長の任務
	第	7条	従業員の責務
	第	8条	情報連絡班の任務
	第	9条	誘導救護班の任務
	第1	0条	防護措置班の任務
	第 1	1条	消火班の任務
	第1	2条	その他不測の事態
第	4		所海トラフ地震臨時情報が発表された場合における 防災に関する業務3
	第 1	節	災害応急対策をとるべき期間等
	第1	3条	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合
	第1	4条	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
	第 1	5条	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合
	第 1	6条	南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合
,	第 2	2 節	地震防災隊の対応
	第1	7条	地震防災隊の対応
第	5	章 教	女育・訓練 4
<i>></i> 1.•	第 1		訓練
		9条	
第	6	章 広	5 報 4
	第2	20条	広報
第	7	章 住	E人との協力 5
	第2	20条	近隣住人との協力
第			文訂 5 改訂

南海トラフ地震防災規程

(株式会社三重県農協情報センター消防計画)

規程番号 0203-0000-00-規 制 定 日 2004年 6月 1日 改正日 2024年 8月 1日

第 1 章 総則

(目的)

第 1条 この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下 「法」という。) に基づき、南海トラフ地震に備え津波からの円滑な避難に関する事項 その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全および被害の軽減を図ることを 目的とする。

第 2 章 体制

(組織)

- 第 2条 南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報 (調査中)、南海トラフ 地震臨時情報(巨大地震警戒)および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表 された場合における防災に関する業務を行う者の組織(以下「地震防災隊」という。)は 次のとおりとし、その編成および構成員は別表1(三重県農協情報センター自衛消防組 織図)のとおりとする。
 - 2 隊長は防火管理者(自衛消防隊長)があたる。
 - 3 地震防災隊の編成は自衛消防隊と同様とする。

·情報連絡班(通報連絡係) ・誘導救護班(避難誘導係、救護係) 隊長 - 隊長補佐 - 副隊長 -(防火管理者) - ・防護措置班(工作係、警戒係) (自衛消防隊長) · 消火班(初期消火係)

- ()内は自衛消防隊名称
- 4 本部には、隊長、隊長補佐、火災等甚大な被害発生階以外の現場担当および副隊長が 詰める。各階の現場担当は、別表1に定める。
 - 第 3 章 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務

(隊長の権限および任務)

- 3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限を持ち、次の措置を講ずるものとす る。
 - (1) 地震防災隊の本部を3階役員会議室に設置する。ただし火災が発生した場合、1 階守衛室に本部を移す。
 - (2) 火災等甚大な被害発生階の現場担当に現場での陣頭指揮をとらせ、状況を本部へ 報告させる。
 - (3) 全ての指示命令系統、報告系統を本部に集約させる。

(隊長補佐の任務)

- 第 4条 隊長補佐は、隊長を補佐し、隊長に事故ある時または不在の時は、その職務を代理する。
 - (1) 地震のゆれが収まるのを待って、担当場所の被害状況を調査させる。
 - (2) 火災等の甚大な被害が発生した場合、その階の現場担当に状況を本部へ報告させる。

(副隊長の任務)

- 第 5条 副隊長は、隊長補佐を補佐し、隊長補佐に事故ある時または不在の時は、その職務 を代理する。
 - (1) 現場で陣頭指揮を行っている現場担当に本部指示を伝達する。
 - (2) 現場で陣頭指揮を行っている現場担当の伝言を本部に伝達する。

(班長の任務)

第 6条 班長は、本部の指示に基づき定められた任務を隊員に指示する。また、適宜状況を 本部へ報告する。

(従業員の責務)

第 7条 地震に伴う津波警報等が発表された時または地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに本部および情報連絡班長にその旨を報告する。

(情報連絡班の任務)

- 第 8条 情報連絡班は、次の活動を行う。
 - (1) 地震の発生または本部の指示に基づき、ただちに地震および津波に関する情報の収集に努め、随時本部に報告する。
 - (2) 本部の指示に基づき、地震および津波に関する情報および本部の命令の内容等防 災上必要な情報を、放送設備・拡声器等を用い、従業員、訪問者等に伝える。
 - (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた情報伝達のための例文、手段を定めておく。

(誘導救護班の任務)

- 第 9条 誘導救護班は、次の活動を行う。
 - (1) 地震の発生または本部の指示に基づき、従業員、訪問者等を3階事務室に集合させる。
 - (2) 負傷者等の救急救護措置を行う。
 - (3) 地震の発生または本部の指示に基づき、速やかに建物内の避難経路の確保および 安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに本部へ報告する。
 - (4)本部から避難誘導開始の指示を受けたときは、従業員、訪問者等を避難誘導する。
 - (5) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。
 - (6) 従業員、訪問者等の避難誘導が完了した時は、その旨を確認し、直ちに本部に報告する。

(防護措置班の任務)

- 第10条 防護措置班は、次の活動を行う。
 - (1) 地震の発生または本部の指示に基づき、火気使用設備機器(蒸気発生器、灯油焚

き吸収式冷温水発生機)の使用停止と、危険物(燃料)等の供給停止指示を行う。

- (2) 避難に当たっては、出火防止のために火元確認および金庫への施錠等重要書類の保管に留意する。
- (3) 地震後直ちに火気使用設備器具、電気器具等を点検する。

(消火班の任務)

- 第11条 消火班は、次の活動を行う。
 - (1) 施設内において火災が発生した場合は、危険のない限り、優先して消火作業にあたる。

(その他不測の事態)

- 第12条 本部は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動 することが困難または適当でないと判断した時は、これによらないことができる。こ の場合、本部は直ちに隊員に必要な指示を与える。
 - 2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難または適当でないと判断した時は、直ちに本部にその状況を報告し、必要な指示を受ける。
 - 第 4 章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災に関する業務

第 1 節 災害応急対策をとるべき期間等

(南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合)

第13条 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、その後数時間内に発表される南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)または南海トラフ地震臨時情報(調査終了)について留意する。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合)

第14条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合)

第15条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満またはプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合)

第16条 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、地震防災隊は、本部の 指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

第 2 節 地震防災隊の対応

(地震防災隊の対応)

第17条 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は、第3章南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務に定められた各任務に基づき対応する。

第 5 章 教育・訓練

(訓練)

- 第18条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行う。また、地方公共団体および関係機関が行う訓練には積極的に参加する。
 - (1)情報収集・伝達に関する訓練
 - (2) 津波からの避難に関する訓練
 - (3) その他総合防災訓練

(教育)

- 第19条 隊長が従業員に対して行う教育は次による。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容およびこれに基づきとられる措置 の内容
 - (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識
 - (3) 南海トラフ地震および津波に関する一般的な知識
 - (4) 南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ 地震臨時情報(巨大地震警戒) および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が 出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
 - (5) 南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が出された場合に従業員等が果たすべき役割
 - (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第 6 章 広報

(広報)

- 第20条 隊長が訪問者等に対して事前に行う広報は次による。
 - (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容およびこれに基づき取られる 措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震が発生した場合、南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)および南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が出された場合に出火防止、訪問者同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (3)正確な情報入手

- (4) 想定津波高・想定到達時間等予想される津波に関する知識
- (5) 避難対象地区、急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識
- (6) 避難場所および避難経路に関する知識
- (7) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

第 7 章 住人との協力

(近隣住人との協力)

- 第21条 近隣住人から避難場所提供要請があった時は、社屋の安全性が確保された場合に限りこれを受け入れる。
 - 2 3階会議室等を避難場所に提供する。

第 8 章 改訂

(改訂)

第22条 別表1(三重県農協情報センター自衛消防組織図)の構成員変更および別表3(指 定避難所までの避難経路図)の避難経路図変更については改訂手続きを省略し、主管 部署による差し替えを可能とする。